

平成30年度 学校教育指導方針

宇佐市教育委員会

はじめに

学校教育は、児童生徒が生涯にわたり、人間としての成長と発達を続けていく基盤となる生きる力を養うとともに、国家及び社会の形成者としての資質の育成を目標とするものです。そこで、宇佐市教育委員会は、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進する中で、学習指導要領・幼稚園教育要領の趣旨を踏まえた学校体制の確立と教育内容の充実を図るとともに安心・安全な学校づくりを基本方針とします。

この基本方針を具現化するために、「子どもたちに誇りと希望、そして夢を」をテーマに、「自ら学ぶ力と豊かな心を育み、未来に希望と夢を抱き、ふるさと宇佐に誇りのもてる宇佐市民の育成」と「規律ある集団において、他を受け入れ、自己を表現する中で仲間とともに自己開花できる園児・児童・生徒（以下「児童等」）の育成」を柱にして、社会的変化が人間の予測を超えて進展する時代にあっても、自己の目標をしっかりと定め、その達成に向けて粘り強く突き進もうとするたくましい児童生徒の育成及び教職員の人材育成をめざし、以下の重点目標を策定します。

1. 「確かな絆で結ばれた地域とともにある学校づくり」の推進

- (1) 学校経営にあたっては、校長が信念をもってリーダー性を發揮し、学校教育目標の達成に向けて、地域・保護者・学校の三者の協働により、活力があふれた特色ある学校づくりに努めます。
- (2) 特に小規模校は、合同授業等により近隣校との連携を深めることで、集団学習の機会をより保障し、児童等が生き生きと活動できる教育環境をさらに充実させます。
- (3) そのために、学校運営協議会制度を活用し、学校だけでは改善できなかった課題を「地域・保護者・学校の「共有課題」として、目標協働達成の取組を推進します。
- (4) 「宇佐市教育の日」を中心に授業公開を推進するとともに、「土曜授業」では保護者や地域との連携を深め、「社会に開かれた教育課程」の実現に努めます。
- (5) 学校評価等に基づく組織的・継続的な学校改善と積極的な情報公開を図ります。
(学校関係者評価、学力・体力評価等の資料の充実)

2. 生きる力を育む学校教育の推進

(1) 確かな学力の育成

- ① 児童等が主体的に学ぶ魅力ある授業の創造

「学びに向かう力」と「思考力・判断力・表現力」を育む授業を目指します。

そのため、以下の点を中心組織的に授業改善をさらに進めます。

ア 具体的な児童等の姿をもとにした、単元構成・単位時間の授業の見直し

- 1) 確認問題等による学習定着状況の把握（単元・授業のスタート）

- 2) 「まとめ」に対応した「学ぶ意欲を引き出す課題」の質の向上
 3) 「めあて（1時間の活動の見通し：「～しよう」）」と
 　「振り返り（自己の学びの自覚：「～がわかった」）」の設定
- イ 一人一指導案をとりまとめた「（学校毎の）指導案集」の作成・提出
 ウ 「近隣中学校合同教科研修部会」の結果に基づいた授業づくり
 エ 「児童生徒による授業評価」の結果に基づいた授業づくり
 オ 生徒指導の3機能を意識した授業改善
 　（児童等の意欲を引き出す言葉かけ、目的を明確にしたグループ討議、
 　板書等の見直し）
 　（児童等が「考え」「交流する」時間や場を全ての教科において設定）
 　→講義型の授業からの脱却
- カ 各種学力調査を全職員で解いて交流し、管理職等による具体的指導を行いつつ、短期・中期の見通しを持った指導方法等の改善

② 個に応じた指導の充実と学ぶ意欲の育成

- ア 少人数学習、習熟度別学習、小学校における教科担任制、ペア・グループ学習、
 体験的学習等、個に応じた指導の工夫改善を推進し、学ぶ意欲の育成
 イ 「土曜授業」を活用して、基礎学習・活用学習等個に応じたきめ細かい指導をさらに充実させるとともに、地域の人材等を活用した授業の充実
 ウ 小規模学級における「個人カルテ」（学習面に特化）の構築

③ ふるさと教育・外国語教育（活動）・情報教育・キャリア教育の推進

- ア ふるさとの「人・もの・こと」等、身近な教材を活用し、ふるさと「宇佐」を誇れる人づくりを行います。
 イ 小学校の外国語教育（活動）と中学校の英語教育の連携を図り、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。
 ウ I C T機器を活用した授業づくり及び情報モラルについての学習に取り組みます。
 エ ふるさと教育との関連を図りながら、体験的活動等を通して自己の理解を深め、将来に向けた夢や目標を持って学習する意欲を高めます。

④ 特別支援教育の推進

- ア 発達障がいを含む障がいのある児童等を学校全体で支援するために、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内推進体制を構築し、校内特別支援教育推進委員会を定期的及び必要に応じて開催し組織的に対応します。
 イ 支援が必要なすべての児童等に対し「個別の指導計画」に基づいた指導を行います。また、保護者や関係機関と連携を図りながら「個別の教育支援計画」を策定し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援をさらに充実させます。
 ウ 特別支援教育支援員及び教育補助員を活用した支援体制をつくります。

⑤ 保護者・家庭との連携

- ア 授業内容と宿題プリント等との一体化・徹底を図り、保護者と連携して家庭学習の習慣化に取り組みます。
- イ 「子ども読書活動推進計画」を受け、朝読書、家庭読書の日の設定や学校司書を活用して家族ぐるみの読書活動の推進に取り組みます。

(2) 「人権意識の高揚と差別の解消をめざす人権教育」「共感的人間関係を育てる心の教育」の推進

① 人権教育の推進

- ア 宇佐市立学校人権教育方針に基づき、人権教育が教育活動全体で行われるよう「人権教育全体構想図」「年間指導計画」を作成し全教職員で組織的に推進します。
- イ 教職員一人ひとりが鋭い人権感覚を養い、各種研究団体等と連携しながら指導及び研修の充実を図ります。
- ウ 「宇佐市いじめ防止基本方針（H26.6）」の趣旨を踏まえ、定例化した「いじめ・不登校対策委員会」を軸に、チーム学校として学校組織全体でいじめや不登校の未然防止・根絶に努めます。
＊欠席者連絡シート・気付きシート・連携支援シートの活用、S C・S S W、「せせらぎ教室」と学校、保護者との連携

② 心の教育の推進

- ア 豊かな心の育成をめざし、感性を磨き心に響く共同的な活動により「絆」を紡いでいく特別活動など創意工夫した指導や望ましい集団活動を設定して、集団の一員として自己存在感が感じられる指導に努めます。
- イ 発達段階に応じた目標を設定し、その達成に向け粘り強く突き進んでいこうとする「耐える力・継続する力・継承していく力」の育成を推進します。
＊自発的、自動的な活動を行う児童会・生徒会活動等の活性化
⇒児童等自らの「自律」「自立」⇒「継続」「継承」
- ウ 学級複数担任制や学年部体制等により児童等に多様な支援を行い、問題行動等の予防に努めます。なお、問題行動等が生じた場合は、校長のリーダーシップの下、サポートチーム等を組織して対応します。
- エ 家庭・地域社会や関係各機関との連携・協力を深め、児童等の健全育成に向けた地域における生徒指導体制（地域ネットワーク）を確立します。

(3) 健康体力づくりの推進

- ①的を絞った全市的体力向上の推進（H30年度：「さらなる走力向上：R1」）
＊市内児童等の体力運動能力の実態や課題に即した取組を、R1テスト（走力+1種目）による体力づくりを軸に、学校教育の中で継続、発展的に進めます。
- ②学校における組織的な体力づくり
＊目標達成に向けて仲間とともに高め合う特色ある「一校一実践」を通じて、「日常

的に運動に取り組み、自ら身体を鍛える」たくましい児童等の育成をめざします。

③魅力ある体育授業づくり

*実技講習会、授業交流会、小中合同研修会、体育専科教員による中学校ブロックごとの訪問指導など指導者の授業力向上に向けての取組を進めます。

④「歯と口の健康教育」の推進

*小学校におけるフッ化物洗口を実施するとともに、「歯と口の健康」が将来的な健康や体力運動能力の向上と密接に関連していることについてさらに学習・啓発を進めます。

⑤食育による健康増進・体力向上の推進

*栄養教諭による市内全学校への訪問指導を実施し、食育の視点に立った健康増進・体力向上の取組を進めます。

(4) 一貫した指導を図る校種間連携の推進

① 中学校ブロック連携

ア 小・中9年間の成長を連續したものとしてとらえ、「めざす子ども像」を共有し、生活面・学習面の「系統性」と「発展性」を考慮した指導・支援を充実させます。
イ 小中間の互見授業を計画的に実施し、9年間を見通した指導のあり方を学び合い、実践に生かします。

② 幼保・高との連携

ア 小学1年生がスムーズに学校生活に適応できるように、幼保小の連携による情報の共有や、スタートカリキュラムの効果的な活用を図ります。また「幼保小連携研修会」「幼児教育研修会（公開保育）」により、子どもの学習面・生活面における困難の早期把握及び、教育内容の質の向上を図ります。

イ 両院地区での小中高一貫教育の推進、高校とのジョイント授業、中高校長連絡協議会等により、市内の高校との一層の連携を図ります。

(5) 安全・安心の確保

① 児童等の命と安全を守る取組を徹底します。

ア 緊急時を想定した訓練を定期的に実施し、危機等発生時対処要領の見直し・改善を図ります。

イ 保護者・地域住民・行政と連携しながら、安全防災マップの作成等安全教育を進めるとともに、スクールガード体制を確立し、安全で安心な環境づくりに努めます。また、児童等が自ら危険を回避するよう指導します。

② 児童等及び職員の心身の健康の保持増進を図ります。

ア 児童等及び職員の健康診断、その他児童等に対する指導等の管理運営体制を整備充実します。

イ 特に健康相談・指導体制を構築することにより、児童等の心のケアや職員のメンタルヘルスについては、早期対応ができるよう留意します。

ウ、長時間勤務の実態把握とその対応について、学校実態に即した全市的取組を促進します。(勤退管理の徹底と指導及び学校運営協議会における「共有課題」としての協議)

- ③ 児童等の登下校時の安全確保を図ります。

*学校を通じて危険箇所の情報を収集するとともに、「通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携しながら適切な対応を行います。

3. 信頼される教職員の育成

(1) 研修の機会の充実

- ① 学習指導要領の徹底に向けて「教務主任研修会」等を通して、その内容や留意点を明確にして円滑かつ適切に教育課程を遂行します。
- ② 各種研修会を計画的に開催するとともに、学力向上支援教員、習熟度別指導推進教員等の授業を参観すること等を通して、優れた授業の在り方について研究し、教師の授業力の向上と底上げを図ります。
- ③ 教職員一人ひとりが、中長期的な視野に立ち、積極的に研修に参加し、教員として必要な「教科指導能力」「コミュニケーション能力」「マネジメント能力」を身につけます。
- ④ 各校の課題を踏まえ、教科部会等で具体的実践に繋がる研修を促進します。
(中学校は9教科部会に加え、「近隣中学校合同教科研修部会」、「高校との教科別授業研究会」の促進)
- ⑤ 小中の人事交流（校種間異動）を促進します。

(2) 校内研修の内容の充実

- ① 子どもと向き合える時間の確保をめざして運営委員会等を効率的に運用し、会議や行事の精選及び適切な学校組織の推進に取り組みます。
*校務支援ソフトの効果的な活用
- ② 互見授業や管理職等の授業観察・面談等により具体的な指導を実施して、個に応じた目標を設定し着実な指導力の向上を図るとともに、学校運営の参画意識を育成します。
- ③ 教育公務員としての自覚を高める服務規律の徹底を図り、非違行為は許さない職場環境づくりを推進します。
(服務規律研修の徹底：特に交通違反、体罰、スクールセクハラ)
- ④ 中学校では、「近隣中学校合同教科研修部会」を行事予定に位置づけるとともに、校内教科部会も日課表に位置づけ、教科の専門性を高め、教科主任の責任で着実に授業実践に生かします。